

決議案第15号

複合文化施設建設について慎重な判断を求める決議

市が進めようとしている複合文化施設建設に対し、市議会は令和4年6月定例会で複合文化施設建設特別委員会を設置し、これまで集中的に審議をしてきたところである。

これまでの委員会審議の中で判明したのは、審議の基礎となる会議資料の不備や、委員の疑問点を解消できるだけの十分な説明がないことに加え、執行部内においても事業担当部局と財政部局の連携が十分に図られていないこと等、事業を早く前に進めようとするあまり、拙速と言わざるを得ない執行部の進め方である。

また、整備基本計画案に記載された建設場所及び事業手法の選定についても、運営事業者に対するプレサウンディングの結果を判断材料としたとのことだが、市民の利便性第一ではなく、運営事業者の利益を優先するあまり、恣意的な計画となっているのではないかとの疑念が払しょくできない。

市議会としても、現在閉館となっている市民会館について、新たな活動の場を要望する市民の声があることは認識しており、できるだけ早く施設を造りたいという執行部の考えも理解できる部分はあるが、概算事業費とはいえ、既に本庁舎建設工事の約70億円を大幅に上回る約122億円という事業規模となっており、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも膨大である。舵取りを誤れば石岡市の今後の命運が左右されかねず、本事業が未来の石岡市民にとって負の遺産とならないよう、慎重の上にも慎重を期して判断していくべきであり、その対応を執行部に強く求めるものである。

以上、決議する。